

第 35 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 31 年 1 月 25 日 (金)

2. 招集日時 午前 10 時

3. 招集場所 役場 2 階第 1 会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (12 番) 西館 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫、

1 番 古里 典子、 2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、

4 番 福田 光雄、 6 番 苅谷 雅行、 7 番 畑林 悦男、

8 番 鶴飼 榮一、 9 番 本田 健耕、 10 番 泉山 和彦

農地利用最適化推進委員：

2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、

5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸

5. 欠席委員 農業委員：

5 番 山田 一夫

農地利用最適化推進委員：

1 番 古館 久

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主任 紫葉 優樹、
主事補 永井 重徳

議 長 (西館会長)

それではただいまより、第 35 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午前 10 時 00 分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、11 名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席となっております。なお、山田委員、古館委員からは、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 10 番 泉山和彦委員、2 番 内澤初蔵委員のお二方にお願いいたします。

 日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

 それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議をお願いいたします。

 それぞれの農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。

 番号 1 については、相手方の要望により売買による有償移転の申請となります。対価につきましては、資料のとおりでございます。現地確認は木村委員と本田委員にお願いしてございます。

 番号 2 については、贈与による無償移転の申請となります。現地確認は寺澤委員と古里委員にお願いしてございます。

 農地法第 3 条第 2 項の各号についての調査説明をいたします。いずれの案件についても、

 第 1 号の全部効率利用については、耕作地の状況、保有機械、申請人世帯の農業経験等により農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

 第 2 号は個人であり適用となりません。

 第 3 号は信託ではないため適用となりません。

 第 4 号の常時従事要件について、譲受人世帯は農作業を行う必要がある日数を農作業に従事すると見込まれます。

 第 5 号下限面積については、権利取得後の経営面積が 30a 以上要件を満たします。

 第 6 号転貸禁止については、譲渡人の所有地であって転貸にあたりません。

 第 7 号地域調和についても、周辺農地との調和に配慮するとの申出であり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、申請内容は許可要件を全て満たしていると判断されます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号 1 については、木村委員と本田委員に、番号 2 については、寺澤委員と古里委員に、お願いしておりますので、それぞれ順に報告願います。

木村委員 番号1について報告いたします。場所は〇〇〇地区内で、〇〇〇〇〇の敷地に隣接しております。周囲の状況ですが東側は〇〇〇〇〇、南側は雑種地、北側、西側は畑となっています。譲渡人は県外に在住しており、農地の維持管理ができないということから、2、3年前より売買の打診をされていたということです。面積に対して売買対価が安いという理由を聞いたところ、申請地は取付道路がなく、畑の一部を通路として利用しなければならない状況のため、金額に関係なく引き受けてもらいたいということでした。譲受人は15年程前より農地を借り受けて葉たばこを耕作しており、作付面積も多く、家族内の労働力も豊富です。若い後継者であり、葉たばこ農家として10年以上の経験もあるため、今後も農地を効率的に利用できると思われれます。よってこの申請は許可相当と考えます。

寺澤委員 番号2について報告します。位置、周囲の状況ですが、4筆は隣接し同じ場所に位置しており、〇〇地区内の〇〇〇川の東側に広がる、〇〇の水田地帯にあります。北側、東側、南側が水田、西側が町道〇〇〇〇〇線となっています。譲受人は水稲専業で規模拡大を図っており、保有している機械設備、家族状況、農業経験などから見て、農地全てを効率的に利用できると思われれます。周辺農地への支障もなく、この申請は許可相当であると思われれます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することといたします。

日程第4、議案第2号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更に対する意見について、上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

軽米農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則により、軽米町長より意見を求められましたので、審議をお願いいたします。

それぞれの農地の所在、地目、面積、申請人は資料のとおりです。

番号1については、住宅用地への計画変更の申請となります。

番号2については、カラマツの植林のため山林への計画変更の申請となり

ます。

番号3については、事務所等の建築のため宅地への計画変更の申請となります。

番号4については、カラマツの植林のため山林への計画変更の申請となります。

番号5については、ばっ気処理槽及び死鳥埋却地の設置のため工鉱業用地への計画変更の申請となります。

いずれの案件につきましても、先月の総会におきまして事前協議ということで確認いただいた内容となっており、その後変更等はございません。農地区分につきましては、いずれも第2種農地となり、農振農用地から農用地区域外へ除外する変更の申請となります。

それぞれの申請地の位置図は資料に添付してございます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 番号2について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 番号3について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 番号4について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 番号5について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更については、異議のない旨を町長へ報告いたします。

ここで休憩にします。

事務局より業務報告等お願いいたします。

(午前 10 時 10 分 休憩)

~~~~~

( 午前 11 時 3 分 再開 )

議 長

再開します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、第 35 回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

( 午前 11 時 3 分 閉会 )